

諮詢第 73 号の答申 社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について（案）

本委員会は、諮詢第 73 号による社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 本調査計画の変更

1 承認の適否

総務大臣から諮詢のあった平成 26 年 10 月 20 日付け總政企第 209 号の別添に付す平成 26 年 10 月 1 日付け 26 文科生第 356 号により申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の要件のいずれにも適合しているため、「社会教育調査」（基幹統計調査）（以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画を修正する必要がある。

2 理由等

（1）調査対象の範囲の変更等

ア 女性教育施設調査票

女性教育施設調査票の調査対象となる属性的範囲に係る規定について、本申請では、表 1 のとおり「一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を「一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に変更する計画である。

これについては、平成 20 年 12 月 1 日に公益法人関連三法^(注)が施行され、新たな公益法人制度が創設されたことに伴い、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人が、当該施行日から起算して 5 年を経過する日までの期間中に、公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に移行することとなったことにより、調査対象の属性的範囲に係る規定を変更するものであり、適当である。

（注）① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

表1

変更案	現行
<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ⑥ 女性教育施設調査票 　女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・<u>公益社団法人・公益財団法人</u>が設置した社会教育施設</p>	<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ⑥ 女性教育施設調査票 　女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・<u>公益社団法人・公益財団法人</u>（特例民法法人を含む。）が設置した社会教育施設</p>

イ 文化会館調査票

文化会館調査票について、本申請では、平成24年に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）が施行されたことを踏まえ、その名称を「劇場、音楽堂等調査票」に改めるとともに、表2のとおり、調査対象の属性的範囲に係る規定中の施設の名称を変更する計画である。

これについては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の規定に沿って、調査票の名称や調査対象の属性的範囲に係る規定を変更するものであり、適当である。

表2

変更案	現行
<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ⑧ <u>劇場、音楽堂等</u>調査票 　地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する<u>劇場、音楽堂等</u>（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの</p>	<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ⑧ <u>文化会館</u>調査票 　地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する<u>文化会館</u>（劇場、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの</p>

（2）報告を求める事項の変更

ア 社会教育行政調査票等

（ア）教育委員会事務局の社会教育関係職員数（社会教育行政調査票）

都道府県又は市町村教育委員会事務局の社会教育関係の職員数に係る調査事項について、本申請では、表3のとおり、

① 現行では「課長」の内数として「社会教育主事」の発令者の人数のみを把握しているが、これについて「課長」の内数として「社会教育主事の資格を有する者」の人数に係る把握事項を追加し、更にその内数として社会教育主事の「発令者」の人数を把握する形に変更すること

② 「その他の職員（事務職員等）」について、その内数として「社会教育主事の資格を有する職員」の人数を把握するための事項を追加することを計画している。

これらについては、近年、社会教育に関する専門知識を有する社会教育主事が地方公共団体の財政上の制約から減少しつつあり、社会教育行政の専門性の確保が重要となっていることから、教育委員会事務局における社会教育主事の有資格者の実態を把握するため、追加するものである。

これにより得られるデータは、今後の教育委員会における社会教育体制の充実を図る施策の立案に資するものと認められることから、当該追加はおおむね適當である。

ただし、調査票の様式上、「課長」の区分内に、内数として社会教育主事の発令者数を把握する欄が設けられることとなる一方、別途「社会教育主事」の区分も設けられており、社会教育主事数が両方の区分で重複して報告されるおそれがあることから、それを防止するため、「社会教育主事」の区分により報告する社会教育主事数は、「課長」の内数として報告する社会教育主事数を除くことを注書きや記入の手引などで明示する必要があることを指摘する。

表3

変更案			現行						
区分		課長 うち社会教育主事の資格を有する者 うち発令者	社会教育 主事補	社会教育 派遣社会 教育主事	他の職員 (事務職員等)	社会教育 主事	社会教育 主事補	派遣社会 教育主事	他の職員 (事務職員等)
社会教育担当	専任	男							
		女							
	兼任	男							
社会体育担当	兼任	女							
	非常勤	男							
		女							
社会教育・社会体育担当	専任	男							
		女							
	兼任	男							
	非常勤	女							

(イ) 社会教育委員数（社会教育行政調査票）

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づいて置かれた社会教育委員の委員数に係る調査事項について、本申請では、表 4 のとおり、関係者区分として、既存の「学校教育関係者」等 4 区分に加え、新たに「その他条例で定める者」を追加する計画である。

これについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 44 号。平成 26 年 4 月 1 日施行）により、社会教育法の一部改正が行われ、これまで同法で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準（従前の社会教育法の規定と同様、上記の 4 区分のいずれかに該当する者の中から教育委員会が委嘱することとするもの）を参照して地方公共団体の条例で定めることとされたことから、条例により上記の 4 区分に該当する者以外の者も社会教育委員に委嘱されることが可能となったため、区分の追加を行うものである。

これにより得られるデータは、社会教育委員制度の整備・充実に関する今後の検討等に資するものと認められることから、当該追加は適当である。

表4

変更案			現行		
区分	男	女	区分	男	女
① 学校教育関係者			① 学校教育関係者		
② 社会教育関係者			② 社会教育関係者		
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者			③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者		
④ 学識経験者			④ 学識経験者		
⑤ その他条例で定める者			うち、青少年に関する事項について指導助言する者		
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者					

(ウ) 関係法人数（社会教育行政調査票）

都道府県教育委員会が所管する生涯学習又は社会教育の振興を目的として設置されている実法人数に係る調査事項について、本申請では、表5のとおり、削除する計画である。

これについては、前述ア（ア）の新たな公益法人制度の創設に伴い、

- ① 当該制度の創設後、新設された一般社団法人及び一般財団法人に関しては、都道府県による監督が行われないこととなり、都道府県で法人数の把握が困難となったこと
- ② 公益社団法人及び公益財団法人に関しては、これらの法人から都道府県に提出された事業報告等のデータが、国（内閣府）及び都道府県公式の総合情報サイトである「公益法人 information」において整理されており、これにより、都道府県別・事業の種類別の法人数の把握が可能であること
- ③ 平成20年度以降、文部科学省からこれらの関係法人に対する支援措置が講じられておらず、同省の施策への活用上、当該調査事項を削除しても特段の支障が生じないこと

から、当該削除は適当である。

表5

変更案			現行					
(削除)			※ 都道府県教育委員会のみ記入します。					
			区分	一般社団法人	一般財団法人			
法人の設置目的 複数回答可	法人数(実法人数)							
	生涯学習の振興							
	社会教育の振興							
	社会教育施設の運営							
	青少年の健全育成・青少年教育の振興							
	女性教育の振興							
	視聴覚教育の振興							
	社会通信教育の実施							
	技能審査の実施							
	その他							

注:「一般社団法人」「一般財団法人」は、それぞれ「特例民法法人」を含みます。

(エ) 情報提供方法

a 選択肢の表記の変更（全調査票）

調査対象施設等における社会教育事業の実施状況等に係る調査事項について、本申請では、一般の人々に対する情報提供方法を把握する設問の選択肢のうち「情報システムネットワーク」を「情報ネットワーク」に、また、「ポスター・パンフレット」

を「機関紙（パンフレット）等」に改める計画である。

これらについては、

- ① 「情報システムネットワーク」に関しては、「システム」との文言により、特段の情報システムが必要なものとの誤解が生じるおそれがあること
- ② 「ポスター・パンフレット」に関しては、本選択肢の中に機関紙が含まれることが明確ではないこと

から、報告者の誤解の防止及び報告の正確性の確保のため変更するものであり、おおむね適当である。

ただし、「情報ネットワーク」については社会教育行政調査票では具体的な内容（ホームページ等）を知ることができる補問が設定されず分かりにくいため、また、「機関紙（パンフレット）等」については、博物館などでは、ポスターによる情報提供が伝統的な手法となっていることに鑑み、表6のとおり、前者は「情報ネットワーク（ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア）」へ、後者は「機関紙、ポスター、パンフレット等」へ修正する必要があることを指摘する。

表6

統計委員会修正案	変更案	現行
7 情報提供方法(平成26年度間、複数回答可) 1 情報ネットワーク(ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア) 2 公共広報誌 3 機関紙、ポスター、パンフレット等	7 情報提供方法(平成26年度間、複数回答可) 1 情報ネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等	8 情報提供方法(平成22年度間、複数回答可) 1 情報システムネットワーク 2 公共広報誌 3 ポスター・パンフレット

(注) 統計委員会修正案のうち「情報ネットワーク」から「情報ネットワーク（ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア）」への修正は、社会教育行政調査票のみを対象とするものである。

b 補問の選択肢の追加（公民館調査票等の8調査票^(注)）

情報提供方法に関する設問のうち「情報システムネットワーク」を選択した場合の補問について、本申請では、選択肢として「ホームページ」のほか、「メールマガジン」及び「ソーシャルメディア」を追加することを計画している。

これについては、近年の情報通信技術の進展により、社会教育施設が、ホームページのみならず、メールマガジン等を利用して情報提供を行っているケースが増えつつあるものと考えられることから、その実態を把握するため、追加するものである。

これにより得られるデータは、社会教育施設における情報通信技術を活用した、より積極的な情報発信を促進するための施策の検討・立案に資するものと認められることから、当該追加は、おおむね適当である。

ただし、補問において、「a ホームページ」、「b メールマガジン」及び「c ソーシャルメディア」の各選択肢につき複数回答可であることが分かりにくいくことから、表7のとおり、その旨調査票に明示する必要があることを指摘する。

(注) 公民館調査票、図書館調査票、博物館調査票、青少年教育施設調査票、女性教育施設調査票、体育施設調査票、文化会館調査票及び生涯学習センター調査票の8調査票

表7

統計委員会修正案	変更案	現行
<p>(5) 情報提供方法(複数回答可)</p> <p>1 情報ネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等 4 マスメディア(放送・新聞等) 5 説明会・訪問 6 学習相談事業 7 その他</p> <p>「1」を選択した場合の情報提供方法(複数回答可)</p> <p>a ホームページ b メールマガジン c ソーシャルメディア</p>	<p>(5) 情報提供方法(複数回答可)</p> <p>1 情報ネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等 4 マスメディア(放送・新聞等) 5 説明会・訪問 6 学習相談事業 7 その他</p> <p>「1」を選択した場合の情報提供方法</p> <p>a ホームページ b メールマガジン c ソーシャルメディア</p>	<p>(5) 情報提供方法(複数回答可)</p> <p>1 情報システムネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等 4 マスメディア(放送・新聞等) 5 説明会・訪問 6 その他</p> <p>「1」を選択した場合、施設独自のホームページ開設の有無を回答</p> <p>a 有 b 無</p>

c 選択肢の追加（公民館調査票、博物館調査票及び女性教育施設調査票）

情報提供方法に関する設問の選択肢について、本申請では、「学習相談事業」を追加することとしている。

これについては、公民館等が一般の人々から学習に関する各種相談を受ける中で、学習に関する情報提供を行うケースも多いことから、追加するものである。

これにより得られるデータは、今後の効果的な情報提供方法の検討に資するものと認められることから、当該追加はおおむね適当である。

ただし、「学習相談事業」という表記については、別途実施している特定の事業との紛れが生じるおそれがあるため、表8のとおり、「学習相談」との表記に修正する必要があることを指摘する。

表8

統計委員会修正案	変更案	現行
<p>(5) 情報提供方法(複数回答可)</p> <p>1 情報ネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等 4 マスメディア(放送・新聞等) 5 説明会・訪問 6 学習相談 7 その他</p> <p>「1」を選択した場合の情報提供方法</p> <p>a ホームページ b メールマガジン c ソーシャルメディア</p>	<p>(5) 情報提供方法(複数回答可)</p> <p>1 情報ネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等 4 マスメディア(放送・新聞等) 5 説明会・訪問 6 学習相談事業 7 その他</p> <p>「1」を選択した場合の情報提供方法</p> <p>a ホームページ b メールマガジン c ソーシャルメディア</p>	<p>(5) 情報提供方法(複数回答可)</p> <p>1 情報システムネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等 4 マスメディア(放送・新聞等) 5 説明会・訪問 6 その他</p> <p>「1」を選択した場合、施設独自のホームページ開設の有無を回答</p> <p>a 有 b 無</p>

(才) 指導者研修（社会教育行政調査票及び生涯学習センター調査票）

社会教育の指導者を対象として実施した研修の実施件数及び参加者数に係る調査事項について、現行では「行政職員対象（社会教育主事等）」、「施設職員対象（公民館主事等）」及び「有志指導者対象（民間団体等の指導者）」の区分ごとに当該実施件数等を把握しているが、本申請では、これらの3区分を削除する計画である。

これについては、上記研修は、3区分の職員等を対象に一括した形で実施され、当該区分ごとの正確な実施件数等の報告を受けることが困難な場合があるため、当該削除を行うこととしているものである。

しかしながら、

① 上記研修のうち、「行政職員対象（社会教育主事等）」及び「施設職員対象（公民館

主事等)」は公務員を対象としている一方、「有志指導者対象(民間団体等の指導者)」は民間人を対象としており、両者は研修の性格が異なるものであること

② 行政職員や施設職員を対象とした研修は、社会教育法に基づくものであり、その実施状況は行政が実施する社会教育活動の質の確保に関わる重要なデータであることから、表9のとおり、3区分を削除せず、引き続き3区別に実施件数等を把握する必要があることを指摘する。

表9

統計委員会修正案			変更案			現行		
区分	実施件数(件)	参加者数(人)	実施件数(件)	参加者数(人)		区分	実施件数(件)	参加者数(人)
行政職員対象(社会教育主事等)						行政職員対象(社会教育主事等)		
施設職員対象(公民館主事等)						施設職員対象(公民館主事等)		
有志指導者対象(民間団体等の指導者)						有志指導者対象(民間団体等の指導者)		

イ 公民館調査票等

(ア) 指定管理の相手先 (公民館調査票等の8調査票^(注))

公立の施設であって、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき管理者が指定(以下「指定管理」という。)されている場合の当該管理者(以下「指定管理者」という。)の法人種別に係る調査事項について、本申請では、その選択肢のうち現行の「地方公共団体を指定」を削除する一方、「地縁による団体(自治会、町内会等)を指定」を追加する計画である。

このうち、「地縁による団体(自治会、町内会等)を指定」の追加については、前回の平成23年度調査(以下「前回調査」という。)において「その他を指定」との選択肢を選択した報告者の一部を対象として、文部科学省が指定管理者の法人種別の内訳を調査した結果、地縁による団体の出現率が高かったことによるものであり、これにより得られるデータは、指定管理の相手先の実態のより詳細な把握に資するものと認められることから、当該追加は適当である。

一方、「地方公共団体を指定」の削除については、過去3回の本調査(平成17年、20年及び23年に実施。以下同じ。)の結果において時系列に大きな変化がみられず、一定の傾向が把握されたことから削除することとしているものだが、その結果、地方公共団体が指定されているケースが「その他を指定」に含まれた場合、「その他を指定」の中から「地縁による団体を指定」が特出しされたこととあいまって、これまでの調査結果との時系列比較が難しくなるため、表10のとおり、削除せず、引き続き当該選択肢による把握を行う必要があることを指摘する。

(注) 公民館調査票、図書館調査票、博物館調査票、青少年教育施設調査票、女性教育施設調査票、体育施設調査票、文化会館調査票及び生涯学習センター調査票の8調査票

表 10

統計委員会修正案	変更案	現 行
<p>7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)</p> <p>1 管理者の指定無し 2 地方公共団体を指定 3 地域による団体(自治会、町内会等)を指定 4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定 5 会社を指定 6 NPO法人を指定 7 その他を指定</p>	<p>7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)</p> <p>1 管理者の指定無し 2 地域による団体(自治会、町内会等)を指定 3 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定 4 会社を指定 5 NPO法人を指定 6 その他を指定</p>	<p>7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)</p> <p>1 管理者の指定無し 2 地方公共団体を指定 3 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人(特例民法法人を含む。)を指定 4 会社を指定 5 NPO法人を指定 6 その他を指定</p>

(イ) 職員数（公民館調査票）

公民館の職員数に係る調査事項について、本申請では、「館長又は分館長」、「公民館主事」及び「その他の職員」の3区分別の職員数の合計欄を設けた上で、その内数として「社会教育主事有資格者数」を把握する区分を追加する計画である。

これについては、前述ア（ア）のとおり、社会教育行政の専門性の確保が重要となっていることから、公民館における社会教育主事の有資格者の実態を把握するため、追加するものである。

これにより得られるデータは、今後の公民館の職員体制の充実を図る施策の立案に資するものと認められることから、当該追加はおおむね適当である。

ただし、「うち社会教育主事有資格者数」との区分の表記については、表 11 のとおり、社会教育行政調査票における同種の区分の表記と合わせ、「うち社会教育主事の資格を有する者」とする必要があることを指摘する。

表 11

統計委員会修正案				変更案				現 行			
8 職員数(人)				合 計				8 職員数(人)			
区分	*館長又は分館長	**公民館主事	その他の職員	区分	*館長又は分館長	**公民館主事	その他の職員	区分	*館長又は分館長	**公民館主事	その他の職員
専 任	男			専 任	男			専 任	男		
	女				女				女		
兼 任	男			兼 任	男			兼 任	男		
	女				女				女		
非常勤	男			非常勤	男			非常勤	男		
	女				女				女		
指定管理者	男			指定管理者	男			指定管理者	男		
	女				女				女		

(ウ) 職員に対する研修の実施の有無（公民館調査票、図書館調査票及び博物館調査票）

職員に対する研修の実施に係る調査事項について、本申請では、研修の実施（派遣）先に関する選択肢として「民間」を追加する計画である。

これについては、平成 22 年の国立教育政策研究所の調査結果を踏まえると、前回調査において、上記選択肢のうち「その他」が選択されたケースの中には、民間が主催する研修に派遣される例が多いと考えられることから、追加するものである。

これにより得られる研修先のより詳細なデータは、適正な研修の実施に関する今後の指導・助言等に資するものと認められることから、当該追加はおおむね適當である。

ただし、上記調査結果によれば、「民間」の中には社会教育の関係団体も多く含まれ

ていることから、表 12 のとおり、追加する選択肢の表記を「民間（企業等）」に修正するとともに、更に新たな選択肢として「社会教育に関する団体」を設ける必要があることを指摘する。

表 12

統計委員会修正案	変 更 案	現 行
<p>9 職員に対する研修の実施の有無(平成26年度間)</p> <p>1 有 2 無</p> <p>・「1」を選択した場合、研修の実施(派遣)先を回答(複数回答可)</p> <p>1 自館 2 本館(分館のみ選択可) 3 市(区)町村 4 都道府県 5 国 6 民間(企業等) 7 社会教育に関する団体 8 その他</p>	<p>9 職員に対する研修の実施の有無(平成26年度間)</p> <p>1 有 2 無</p> <p>・「1」を選択した場合、研修の実施(派遣)先を回答(複数回答可)</p> <p>1 自館 2 本館(分館のみ選択可) 3 市(区)町村 4 都道府県 5 国 6 民間 7 その他</p>	<p>9 職員に対する研修の実施の有無(平成22年度間)</p> <p>1 有 2 無</p> <p>・「1」を選択した場合、研修の実施(派遣)先を回答(複数回答可)</p> <p>1 自館 2 本館(分館のみ選択可) 3 市(区)町村 4 都道府県 5 国 6 その他</p>

(エ) 施設・設備の有無（公民館調査票及び生涯学習センター調査票）

調査対象施設が有している施設・設備に係る調査事項について、本申請では、表 13 のとおり、「調理室」の有無に係る選択肢を追加する計画である。

これについては、平成 23 年の東日本大震災の発生を契機に、公民館等の避難所としての機能が再認識され、こうした災害時に必要な施設として「調理室」が想定されるこから、その保有状況を把握するために追加するものである。

これにより得られるデータは、今後の地方公共団体における地域防災計画の策定や、防災拠点体制の構築の検討等に資するものと認められることから、当該追加は適当である。

表 13

変 更 案	現 行
<p>(6) 施設・設備の有無</p> <p>① 会議室・講義室 1 有 2 無 ② 談話室 1 有 2 無 ③ 図書室 1 有 2 無 ④ 児童室 1 有 2 無 ⑤ 展示室 1 有 2 無 ⑥ 実験実習室 1 有 2 無 ⑦ 調理室 1 有 2 無 ⑧ 視聴覚室 1 有 2 無 ⑨ 体育・レクリエーション室 1 有 2 無 ⑩ 体育館・講堂 1 有 2 無 ⑪ ホール 1 有 2 無 ⑫ 託児室 1 有 2 無 ⑬ 相談室 1 有 2 無 ⑭ 外国人向け表示 1 有 2 無 ⑮ スロープ 1 有 2 無 ⑯ 障害者用トイレ 1 有 2 無 ⑰ エレベーター 1 有 2 無 ⑱ 簡易昇降機 1 有 2 無 ⑲ 点字による案内 1 有 2 無 ⑳ 障害者用駐車場 1 有 2 無</p>	<p>(6) 施設・設備の有無</p> <p>① 会議室・講義室 1 有 2 無 ② 談話室 1 有 2 無 ③ 図書室 1 有 2 無 ④ 児童室 1 有 2 無 ⑤ 展示室 1 有 2 無 ⑥ 実験実習室 1 有 2 無 ⑦ 視聴覚室 1 有 2 無 ⑧ 体育・レクリエーション室 1 有 2 無 ⑨ 体育館・講堂 1 有 2 無 ⑩ ホール 1 有 2 無 ⑪ 託児室 1 有 2 無 ⑫ 相談室 1 有 2 無 ⑬ 外国人向け表示 1 有 2 無 ⑭ スロープ 1 有 2 無 ⑯ 障害者用トイレ 1 有 2 無 ⑰ エレベーター 1 有 2 無 ⑱ 簡易昇降機 1 有 2 無 ⑲ 点字による案内 1 有 2 無 ⑳ 障害者用駐車場 1 有 2 無</p>

(才) 公民館運営審議会等の構成（公民館調査票）

社会教育法に基づいて置かれた公民館運営審議会の委員数に係る調査事項について、本申請では、表 14 のとおり、関係者区分として、既存の「学校教育関係者」等 4 区分に加え、新たに「その他条例で定める者」を追加する計画である。

これについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号。平成 24 年 4 月 1 日施行）により、社会教育法の一部改正が行われ、これまで同法で定めていた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準（従前の社会教育法の規定と同様、上記の 4 区分のいずれかに該当する者の中から教育委員会が委嘱することとするもの）を参照して市町村の条例で定めることとされたことから、条例により上記の 4 区分に該当する者以外の者も公民館運営審議会委員に委嘱されることが可能となったため、区分の追加を行うものである。

これにより得られるデータは、公民館運営審議会委員制度の整備・充実に関する今後の検討等に資するものと認められることから、当該追加は適当である。

表 14

変更案			現行		
区分	男(人)	女(人)	区分	男(人)	女(人)
学校教育関係者			学校教育関係者		
社会教育関係者			社会教育関係者		
家庭教育の向上に資する活動を行う者			家庭教育の向上に資する活動を行う者		
学識経験者			学識経験者		
その他条例で定める者					

(カ) ボランティアに対する研修の有無（公民館調査票等の 8 調査票^(注)）

調査対象施設に登録しているボランティアに対する研修の実施状況に係る調査事項について、本申請では、「実施回数」を把握する項目を削除する計画である。

これについては、過去 2 回の本調査（平成 20 年及び 23 年に実施）の結果において、時系列に大きな変化がみられず、一定の傾向が把握されたことから、削除することとしているものである。

しかしながら、ボランティアに対する研修の「実施回数」は、社会教育施設の利用状況等を示す有用なデータであり、また、公的な社会教育施設によるボランティアに対する研修の実績は、国際的にみても貴重なデータであることから、表 15 のとおり、削除せず、引き続き把握する必要があることを指摘する。

(注) 公民館調査票、図書館調査票、博物館調査票、青少年教育施設調査票、女性教育施設調査票、体育施設調査票、文化会館調査票及び生涯学習センター調査票の 8 調査票

表 15

統計委員会修正案	変更案	現行
(2)ボランティアに対する研修の有無 1 有 → <input type="text"/> 回 2 無 「1」を選択した場合、平成20年度間の実施回数を回答	(2)ボランティアに対する研修の有無 1 有 2 無	(2)ボランティアに対する研修の有無 1 有 → <input type="text"/> 回 2 無 「1」を選択した場合、平成22年度間の実施回数を回答